

京都メカニズムに関する国際的動向と我が国の対応状況

環境省地球環境局地球温暖化対策課国際対策室

[1] 京都メカニズムに関する国際的動向

京都議定書の締約国は96カ国等(欧州共同体を含む)であり(10月16日現在)、条約発効の要件の一つである締約国55カ国はクリアしているが、条約附属書 国(削減約束を有する先進国等)である締約国の1990年におけるCO₂排出量の合計は、附属書 国全体の37.4%であり、もう一つの発効要件である55%には達していない。発効要件を満たすためにはロシア(CO₂排出量の17.4%を占める)等の締結が不可欠である。

しかし、COP7でのマラケシュ合意を受け、既にCDMを中心に京都メカニズム運用開始に向けた国際交渉は本格化してきている。昨年11月にはCDM理事会が発足、日本からも経済産業研究所理事長の岡松壮三郎氏が理事会副議長として就任した。CDM理事会はこれまでに計5回が開かれており、各種必要な手続の検討及び決定や、CDMプロジェクトの実質的な管理・監督機関として3つの各専門パネルの設置(CDM認定パネル・小規模CDMパネル・ベースラインモニタリング方法開発パネル)といった活動を行っている。

運営組織(OE)の認定については、8月の第5回ICDM理事会において認定手続を決定。同月第1回認定パネル(CDM-AP)が開催された(日本からは、(財)日本適合性認定協会会長の大坪孝至氏が委員に選任された)。8月には運営組織の公募の受付を開始しており、その後も順調に手続が進めば10月のCOP8において初の運営組織認定が行われる予定である。しかしながら、実際の審査業務に当たる認定チーム(CDM-AP)の選定が未だ行われておらず、認定手続の開始が遅れる可能性もある。

小規模CDMについては、4月の第3回CDM理事会において小規模CDMパネル(SSCパネル)の設置を決定(日本からは、(財)電力中央研究所の杉山大志氏が選任された)。SSCパネルにおいて手続素案を作成し、理事会において議論がなされた後、手続案がパブリックコメントに付された。この手続案によると、小規模CDMプロジェクトにおける簡易な手続の案として、ベースライン設定方法やモニタリング手法等の事項が示されている。10月の第6回CDM理事会で議論・採択された後、正式な手続としてCOP8に勧告されることとなっている。

ベースラインモニタリング方法開発パネル

(Methパネル)は6月の第4回CDM理事会において設置が決定、ベースライン及びモニタリング手法に関するガイドラインをCOP8に向けて準備すべく、検討を進めている。なお、プロジェクト設計書(PDD)については8月の第5回CDM理事会で採択されたところである。

[2] 京都メカニズム活用に向けての体制整備

大綱においては、京都メカニズムの利用が国内対策に対して補足的であることを原則としつつも、適切に活用していくことが重要としており、当面の措置として、JI/CDMに係る事業承認体制の整備と、国別登録簿の整備等を行うこととしている。

これを受けて、本年7月19日に開催された地球温暖化対策推進本部及び同22日に開催された地球温暖化対策推進本部幹事会(以下「幹事会」)において、「京都メカニズム活用のための体制整備について」を決定した。すなわち、JI/CDMの投資国としての事業承認手続を決定すると共に、事業者等からの申請に対して事業承認を行うための機関として、幹事会の下に関係省庁の課室長からなる京都メカニズム活用連絡会(以下「連絡会」)を設置することを決定し、事業承認及び支援の大まかな体制を決定した。また、国別登録簿の整備については、環境省と経済産業省が共同で進め、運営管理も共同で行うこととした。

連絡会は、7月30日に第1回の会合がもたれ、事業承認手続の制定について意見交換が行われた。その後も継続的に構成省庁間で折衝が行われた結果、10月16日の第3回連絡会において、JI/CDMに係る事業の承認に関する指針を決定した。この指針に基づき、我が国は事業承認申請の受付を開始したところである。

京都メカニズムに関するルールは複雑なものであり、また、引き続き検討が進められていることから、これらの情報をわかりやすく関係者に提供することが重要であることから、環境省でもホームページ内に「京都メカニズム情報コーナー」を開設し、京都メカニズムや地球温暖化対策関係の各種情報を掲載すると共に、電子メールによる照会を受けつけている。

「京都メカニズム情報コーナー」

<http://www.env.go.jp/earth/ondankga/mechanism/index.html>